

資料 3

平成30年6月定例会（事前）

総務委員会資料

（政策創造部）

関西広域連合関係

1 第90回関西広域連合委員会（平成30年3月3日）配布資料（抜粋）

（1）2019年G20サミット首脳会談の開催について 1

（その他事項）

- ・平成30年度関西広域連合組織体制について
- ・「鳥取県ドクターへり」の運航開始及び愛称決定について

2 第91回関西広域連合委員会（平成30年3月22日）配布資料（抜粋）

（1）消費者庁の取組について【岡村消費者庁長官】 10

（その他事項）

- ・広域行政のあり方検討会での中間まとめについて
- ・関西健康・医療創生会議報告書について

3 第92回関西広域連合委員会（平成30年4月26日）配布資料（抜粋）

（1）「鳥取県ドクターへり」の運航開始式の開催結果について 19

（その他事項）

- ・「関西スポーツの日」及び「関西スポーツ月間」の制定について
- ・総務省統計局及び（独）統計センターの和歌山県への一部移転について
- ・「関西女性活躍推進フォーラム」の平成30年度取組予定について

4 第93回関西広域連合委員会（平成30年5月24日）配布資料（抜粋）

（1）平成31年度国の予算編成等に対する提案について 20

（その他事項）

- ・平成30年度地方分権改革に関する提案募集への提案項目について
- ・「2025年日本万国博覧会」に係る誘致活動について

平成30年3月3日

2019年 G20サミット首脳会議の開催について

大阪府

G20サミットの概要

■開催経緯

- ・リーマン・ショックを契機に発生した経済・金融危機に対処するため、2008年11月、第1回サミットを開催。
- ・2019年のG20サミットが日本で開催される予定。G20サミットの日本開催は初。
- ・首脳会議のほか、財務大臣会議等の閣僚級会議有り

■参加国等 ⇒約35国・機関

- ・G7（日、仏、米、英、独、伊、加、EU）
- ・中国、インドネシア、インド、ブルガリア、メキシコ、南アフリカ、韓国、豪州、トルコ、アルゼンチン、サウジアラビア、ロシア
- ・招待国等（6～8カ国、7～8機関）

* 2017年（ドイツ）の例 招待国：ギニア、オランダ、ノルウェー、セネガル、シンガポール
招待機関：国際労働機関（ILO）、経済協力機構（OECD）、国連、世界保健機関（WHO）等

（参考：過去の開催実績）

G20開催歴（第1回～）

2008年11月14-15日	米	英	米	加	韓	仏	墨	露	東	トルコ	中	独	アルゼンチン
2009年 4月1-2日	（於：ロンドン）												
9月24-25日	（於：ビクター＝ガ）												
2010年 6月26-27日	（於：トロント）												
11月11-12日	（於：ソウル）												
2011年11月3-4日	（於：カヌ）												
2012年 6月18-19日	（於：ロス Angeles）												
2013年 9月5-6日	（於：サンクトペテルブルク）												
2014年11月15-16日	（於：ブリッジタウン）												
2015年11月15-16日	（於：アムステルダム）												
2016年 9月4-5日	（於：杭州）												
2017年 7月7-8日	（於：ハガニア）												
2018年													

直近の07/08開催歴

2008年7月6-9日	日	（於：北海道洞爺湖）	伊	（於：札幌）
2009年7月8-10日	日	（於：札幌）	伊	（於：札幌）
2010年6月25-26日	加	（於：函館）	伊	（於：札幌）
2011年5月26-27日	仏	（於：ドーヴィル）	米	（於：戛戛・デ・ビード）
2012年5月18-19日	米	（於：戛戛・デ・ビード）	英	（於：北アラバマ・ロング・アーフ）
2013年6月17-18日	英	（於：北アラバマ・ロング・アーフ）	ベルギー	（於：アリエント）
2014年6月4-5日	（於：アリエント）	（於：アリエント）	日	（於：伊勢志摩）
2015年6月4-5日	（於：アリエント）	（於：アリエント）	伊	（於：伊勢志摩）
2016年5月26-27日	（於：アリエント）	（於：アリエント）	加	（於：伊勢志摩）
2017年5月26-27日	（於：アリエント）	（於：アリエント）	伊	（於：伊勢志摩）
2018年				

G20サミットの大阪・関西での開催意義等

■大阪・関西での開催意義等

2025万博誘致に向け、人類共通の課題解決を通じて世界への貢献をめざす、ここ大阪・関西で、各国首脳が一堂に会し、経済分野をはじめ、エネルギー問題やテロ対策など、国際社会の共通課題について幅広く議論されるG20を開催することは、大きな意義を持つ。

【開催のメリット】

○大阪・関西の知名度・都市格の向上

G20サミット開催を通じて、ライフサイエンス分野やものづくりなど、大阪・関西の強みや、世界遺産をはじめとする豊富な文化遺産などの都市魅力を世界にアピールすることで、大阪・関西の知名度・都市格の向上を図る。

○地域経済の活性化

各国政府関係者やプレス、スタッフなど、約3万人が大阪・関西を訪れることとなり、高い経済効果も期待される。



2019年G20サミット宣言 開催会議 開催の概要

■ 開催時期

2019年6月～11月の間で2日間開催。（現時点において開催時期未定）

■ 開催会場等

○会議施設

インテックス大阪（大阪市住之江区）を会場として使用

(国の条件：会議場（約1万m²）+ 国際メディアセンター（1万m²）= 計2万m²）

○空港

関西国際空港、大阪国際（伊丹）空港、神戸空港を一体的に活用

(国の条件：24時間離発着運用。約35の国と国際機関の専用機を駆使)

○参加者

各国首脳や国際機関のトップをはじめとする政府関係者

海外プレス等（約2500名）、スタッフ（約2万人）など、約3万人が参加

関西全体の力で、G20サミットの成功に向けた推進協力体制が必要



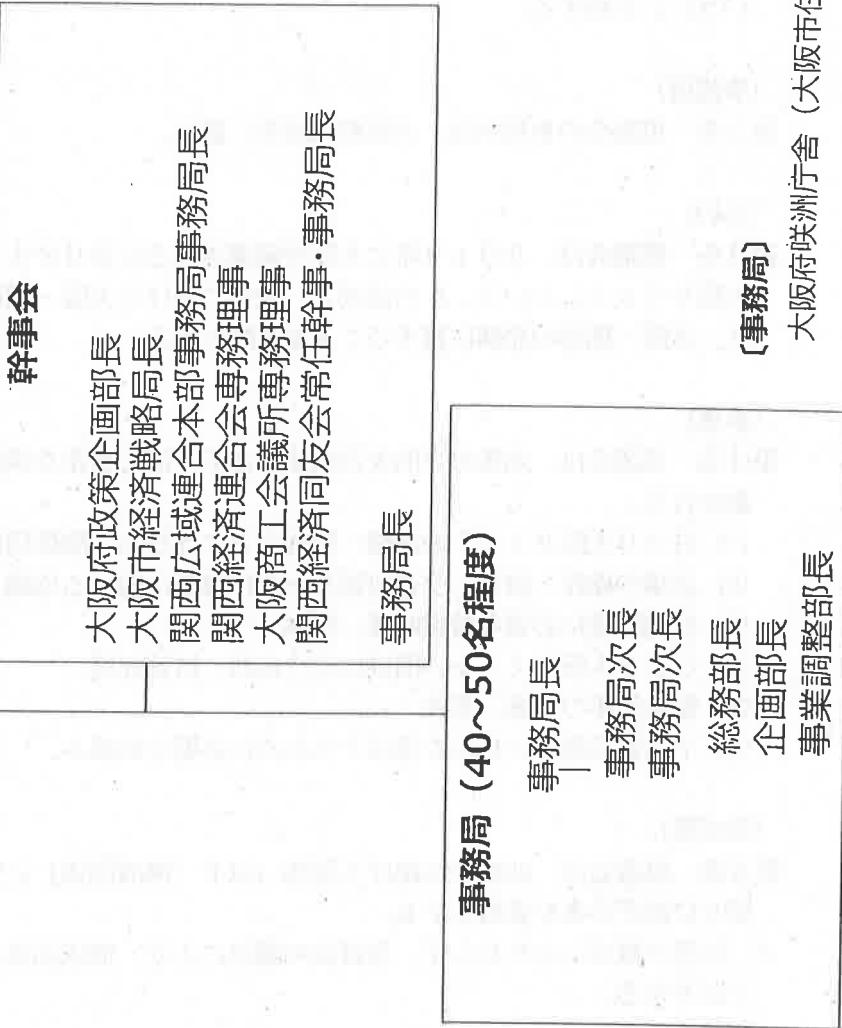
「(仮称) 2019年G20大阪サミット関西推進協議会」の設立

協議会組織図

(仮称) 2019年G20大阪サミット関西推進協力協議会

大阪府知事
大阪市長
関西広域連合会会長
関西経済連合会会长
大阪商工会議所会頭
関西経済同友会代表幹事

※会長は委員の互選により選出



〔事務局〕
大阪府咲洲庁舎 (大阪市住之江)

「(仮称) 2019年G20大阪サミット関西推進協力協議会」規約(案)

(名称)

第1条 本会は、「2019年G20大阪サミット関西推進協力協議会(以下「協議会」という。)」と称する。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、大阪府大阪市に置く。

(目的)

第3条 協議会は、2019年に大阪で開催されるG20サミット首脳会議(以下「G20大阪サミット」という。)の成功と、世界に向けた大阪・関西の魅力の発信と存在感の向上、大阪・関西の発展に資することを目的とする。

(事業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、国と緊密な連絡、連携を図りながら次の事業を行う。

- (1) G20大阪サミットの準備・開催などに係る国、関係団体との連絡調整
- (2) 会場の確保・設営、交通対策など条件整備に関する協議・調整
- (3) 会議開催に必要な情報収集、提供
- (4) G20大阪サミットの開催に伴う広報、情報発信
- (5) 歓迎行事の企画、実施
- (6) その他協議会の目的を達成するために必要な取組み

(構成員)

第5条 協議会は、別表1に掲げる団体(以下「構成団体」という。)をもって構成し、別表2に掲げる者を委員とする。

2 前項の規定にかかわらず、役員会の議決により、構成団体及び委員の構成を変更することができる。

(委員の報酬)

第6条 委員は、無報酬とする。

(役員)

第7条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 会長代行 1名
- (3) 副会長 5名

2 役員は、協議会の会議(以下「総会」という。)において、委員の中から互選により選出する。

(役員の職務)

第8条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 会長代行は、副会長とともに会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。

(監事)

第9条 協議会に監事を置く。

- 2 監事は、会長が委嘱する。
- 3 監事は、協議会の会計を監査し、役員会へ報告する。

(顧問)

第10条 協議会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、総会の同意を得て会長が委嘱する。
- 3 顧問は、協議会の事業の円滑な推進について、会長の諮問に答え、又は会長に対して意見を述べることができる。

(任期)

第11条 役員、監事及び顧問の任期は、その選任の日から協議会が解散する日までとする。

(賛助団体)

第12条 構成団体以外に協議会の趣旨に賛同する団体を賛助団体として置くことができる。

- 2 賛助団体は、協議会から必要な情報提供を受け、協議会の事業活動に対して、協力・支援するものとする。

(総会)

第13条 総会は、会長が招集し、及びその議長となる。

- 2 議長は、総会において、会計年度における事業計画、予算、決算その他の協議会の運営に係る重要事項を報告する。

(役員会)

第14条 協議会の円滑な業務執行を図るため、協議会に役員会を置く。

- 2 役員会は、第7条第1項各号に掲げる役員をもって構成し、会計年度における事業計画、予算、決算その他の協議会の運営に関し会長が特に必要と定める事項について審議し、及び決定する。
- 3 役員会は、会長が招集し、及びその議長となる。
- 4 役員会は、役員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 5 役員会の議事は、役員の出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 6 会長は、必要に応じて、役員会の会議の議事に關係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 7 やむを得ない理由のため、役員会の会議に出席できない役員は、あらかじめ書面で表決し、又は他の出席する役員を代理人として表決を委任することができる。この場合におい

て、第4項及び第5項の規定の適用については、その役員は出席したものとみなす。

- 8 会長は、役員会を招集する暇のない場合及び議事が軽易である場合は、役員会の会議に付議すべき事案を記載した書面を役員に回付し、その賛否を問うことにより役員会の会議に代えることができる。

(幹事会)

- 第15条 協議会の円滑な運営に資するため、協議会に幹事会を置く。
- 2 幹事会は、協議会の事業に関して企画・立案を行う。
 - 3 幹事会は、役員会に付議すべき事項を審議する。
 - 4 幹事は、別表3に掲げる者とし、幹事の中から幹事長を互選により選出する。
 - 5 幹事会は、必要に応じ、幹事長が招集する。

(事務局)

- 第16条 協議会の事務を処理するため、事務局を設け、事務局長その他必要な職員を置く。
- 2 事務局及び職員に関し必要な事項は、幹事会の議を経て、会長が定める。
 - 3 事務局の事務は、事務局長が総括する。

(部会)

- 第17条 第4条に掲げる事業の円滑な遂行を図るため、必要に応じ幹事会の議を経て、協議会に部会を置くことができる。
- 2 部会は、その目的とする事項に関して事業計画を企画・立案し、事務局と協議してその事業を推進する。
 - 3 部会の組織、運営に関して必要な事項は会長が別に定める。

(経費)

- 第18条 協議会の運営及びその実施する事業に要する経費は、構成団体、賛助団体等からの分担金、協賛金、寄附金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

- 第19条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、協議会設立初年度は、設立の日からその日以降最初に到達する3月31日までとする。

(出納閉鎖)

- 第20条 出納は、会計年度の翌年度の5月31日をもって閉鎖する。

(残余金)

- 第21条 決算に残余金が生じた場合は、役員会において審議し、その取扱いを決定する。

(規約の変更)

- 第22条 この規約の変更は、役員会において決定し、総会に報告する。

(解散)

第23条 協議会は、第3条の目的が達成されたときに、役員会の議決を経て解散するものとする。

(残余財産)

第24条 協議会が解散するときに有する残余財産については、役員会において審議し、その取扱いを決定する。

(その他)

第25条 この規約に定める事項のほか、協議会の運営に関する必要な事項は、役員会の議を経て、会長が別に定める。

附 則

1. この規約は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。ただし、第16条の規定及び別表3のうち2019年G20大阪サミット関西推進協力協議会事務局長に係る部分の規定は、平成30年4月1日から施行する。
2. 協議会設立時の役員の選任については、設立総会の議決をもって第7条の手続きにより選任されたものとみなす。
3. この規約の施行後、第1項ただし書に規定する日までの間は、協議会の事務は、第16条の規定にかかわらず、大阪府政策企画部企画室において処理する。

別表1

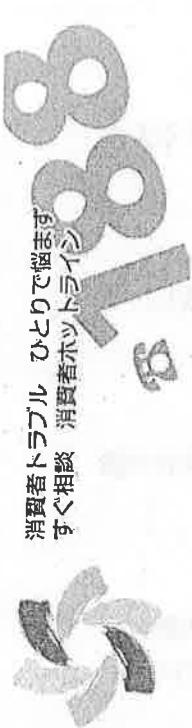
大阪府、大阪市、関西広域連合、関西経済連合会、大阪商工会議所、関西経済同友会

別表2

大阪府知事、大阪市長、関西広域連合長、関西経済連合会会长、大阪商工会議所会頭、関西経済同友会代表幹事

別表3

大阪府政策企画部長、大阪市経済戦略局長、関西広域連合本部事務局事務局長、関西経済連合会常務理事、大阪商工会議所常務理事、関西経済同友会常任幹事・事務局長、
2019年G20大阪サミット関西推進協力協議会事務局長



消費者庁の取組について

平成30年3月22日(木) 関西広域連合委員会

消費者庁



① SDGsの推進～「持続可能な開発目標(SDGs)」

- ・2015年(平成27年)9月に、国連の「持続可能な開発サミット」で採択された2016年から2030年までの国際目標。
- ・貧困を撲滅し、持続可能な世界を実現するために、17のゴール(目標)が設定されている。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



消費者庁の取組

- 消費者基本計画の推進 (優先課題①: SDGs目標12)
- 食品ロス削減・食品リサイクルの促進 (優先課題⑤: SDGs目標12)
- 消費者教育による市民社会の理念等の普及 (優先課題⑤: SDGs目標12)
- 儉理的消費の普及啓発 (優先課題⑤: SDGs目標12)
- 子供の不慮の事故を防止するための取組 (優先課題⑦: SDGs目標3)

平成30年度消費者月間統一テーマ 「ともに築こう 豊かな消費社会 ~誰一人取り残さない~」

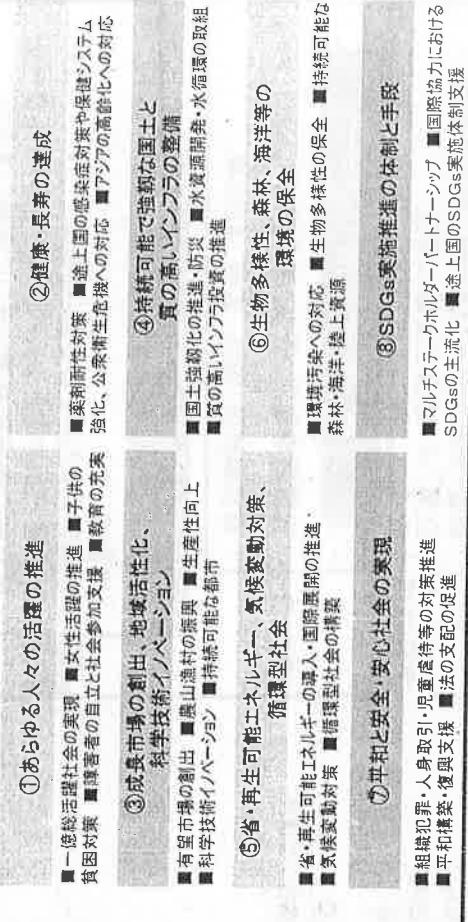
② 持続可能な開発目標(SDGs)の実現～「誰一人取り残さない社会」の実現～

「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」

(2016年(平成28年)12月22日「持続可能な開発目標(SDGs)推進本部」決定)
【ビジョン】

「持続可能で強靭、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す。」

【8つの優先課題と具体的な施策】



- 消費者基本計画の推進 (優先課題①: SDGs目標12)
- 食品ロス削減・食品リサイクルの促進 (優先課題⑤: SDGs目標12)
- 消費者教育による市民社会の理念等の普及 (優先課題⑤: SDGs目標12)
- 儉理的消費の普及啓発 (優先課題⑤: SDGs目標12)
- 子供の不慮の事故を防止するための取組 (優先課題⑦: SDGs目標3)

③ 消費者庁

② 消費者行政新未来創造オフィスでの取組



消費者行政新未來創造オフィス（徳島）

※平成29年7月24日開設（徳島県庁舎10階北側）

※参事官など50名程度で参画
(消費者庁、地方自治体、国民生活センター、その他非常勤職員（企業、学術機関等）)

消費者分析、実証実験等のプロジェクトを集中的に実施

1. 理論的・先進的な調査・研究

- ・行動経済学等を活用した消費行動等の分析・研究
- ・障がい者の消費行動と消費者トラブルに関する調査
- ・若者の消費者被害の心理的要因からうの分析等
- ・見守リネットワーク（消費者安全確保地域協議会）の構築
- ・若年者向け消費者教材の活用
- ・食品口入の削減
- ・子どもの事故防止
- ・栄養成分表示等の活用に向けた消費者教育
- ・倫理的消費の普及
- ・消費者志向経営の推進
- ・公益通報者保護制度の推進 等

2. 全国展開を見据えたモデルプロジェクト上

- ・見守リネットワーク（消費者安全確保地域協議会）の構築
- ・若年者向け消費者教材の活用
- ・食品口入の削減
- ・子どもの事故防止
- ・栄養成分表示等の活用に向けた消費者教育
- ・倫理的消費の普及
- ・消費者志向経営の推進
- ・公益通報者保護制度の推進 等

3. 消費者庁の働き方改革の拠点

- ・テレビ会議、ペーパーレス等の促進

成績を共有し、有機的に連携

(独)国民生活センター
・主として関西、中国、四国地域の対象者を中心とした研修
・先駆的な商品テストを試行的に県の協力のもと実施
(例)地震による軒崩の防止策
(例)地域による新規の防止策
(例)地域による新規の防止策
(例)地域による新規の防止策

（※）消費者委員会は、消費者行政の進化等の観点から意見を述べる。

。

③ エシカル消費の普及・啓発



◆倫理的消費(エシカル消費)の概念の普及や多様な主体によるムーブメント作り。

- ・消費者の意識の変化 → 環境や被災地の復興、開発途上国の労働者の生活改善等の社会的課題に配慮した商品・サービスを選択して消費することへの関心の高まり
- ・公正かつ持続可能な社会の形成への参画 → 消費者教育の視野が消費者市民社会の形成へ拡大

あなたの
消費が
世界の
未来を
変える

あなたの
消費が
世界の
未来を
変える

エシカル・ラボ

徳島 2018-3-18

13:30-16:00(1395円)

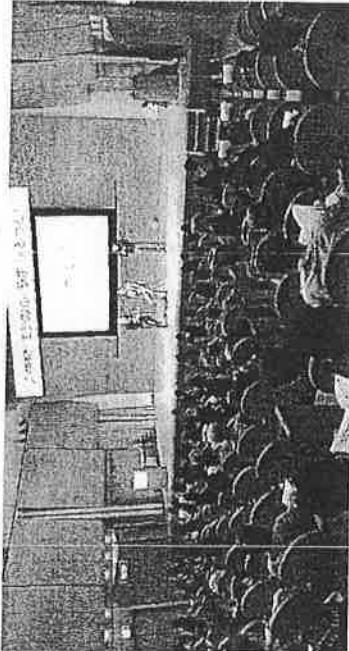
会場: 徳島県立コンベンションセンター ハートホール

主催: 消費者庁

共催: 徳島県

など

【「エシカル・ラボinとつとり」の様子(29/10/21)】



消費者行政新未来創造オフィス(徳島)の取組

鳥取県米子市(H29/10/21)、徳島県徳島市(H30/03/18)にてエシカル・ラボを開催。

④ 若年者への消費者教育の推進

- ◆ 民法の成年年齢引下げを見据え、実践的な消費者教育の実施が喫緊の課題

△ 消費者教育教材を活用した授業の実施を推進

- 「社会への扉」を活用した実践的な消費者教育を実施。

⇒ 全ての都道府県の全ての高校での授業実施を目指す。

- 外部講師として、実務経験者（消費者生活相談員、弁護士、金融経済教育の実務者等）の有する知識や経験を活用

⇒ 全ての都道府県で消費者教育コーディネーターの育成・配置

△ 教員の養成・研修

- 大学の教員養成課程、現職教員研修、教員免許更新講習等における消費者教育を検討。

消費者行政新未来創造オフィス（徳島）の取組

徳島県内の全ての高校等（56校）で、消費者庁が作成した消費者教育教材「社会への扉」を活用した授業を実施。（※「高校等」には、高等専門学校・特別支援学校等も含まれる。）



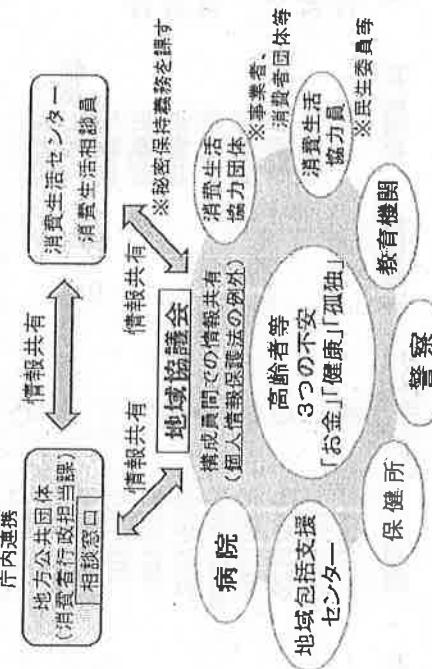
⑤ 見守りネットワークの推進

- ◆ 高齢者、障害者等の消費者被害の防止のため、地域の力で見守り体制を構築

消費者安全確保地域協議会の設置促進

- 福祉や防災だけではなく、消費者被害についても、様々な主体が連携し、高齢者等を地域で見守る体制の構築が必要。
⇒ 全国各地で消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）の設置を推進。

＜消費者安全確保地域協議会のイメージ＞



滋賀県野洲市の取組

- 消費者庁から悪質業者の顧客名簿の情報提供
- 野洲市（高齢者、障害者、警察）の情報と照合し、「見守りリスト」を作成
- 情報を元に個別ケース会議を行い、地域の関係者が連携した見守り活動を実施

消費者行政新未来創造オフィス(徳島)の取組

現在、徳島県と県内6市町で協議会新設。県内全市町での協議会設置に向けて取組を進める。

※全国目標：平成31年度末までに、各都道府県の人口5万人以上の全市町に地域協議会を設置

(参考)消費者安全確保地域協議会の設置状況

協議会設置自治体数(平成30年3月13日時点:消費者庁への報告日ベース):80自治体(うち5万人以上の市区:45自治体)

都道府県	市区町村	設置日	5万人以上の 市区	都道府県	市区町村	設置日	5万人以上の 市区	都道府県	市区町村	設置日	5万人以上の 市区	都道府県	市区町村	設置日	5万人以上の 市区
豊浦町	2016/4/1	道	佐渡市	岡山県	岡山市	2017/12/21	県	岡山県	岡山市	2016/9/16	○	岡山県	下松市	2016/12/9	○
江別市	2016/7/13	○	新潟県	魚沼市	弥彦村	2016/11/16	○	山口県	周南市	2017/8/1	○	長崎県	板野町	2017/12/20	○
釧路市	2016/5/27	○	北海道	村上市	柏崎市	2017/1/26	○	上板町	徳島市	2016/4/1	○	鹿児島県	北島町	2017/12/18	○
登別市	2016/12/16	○	北見市	能美市	能美市	2017/10/24	○	吉野川市	吉野川市	2018/2/7	○	鹿児島県	松茂町	2018/2/7	○
石狩市	2017/8/29	○	石狩市	加賀市	宝達志水町	2017/11/22	○	吉野川市	吉野川市	2018/2/14	○	鹿児島県	吉野川市	2018/2/14	○
湧別町	2017/9/5	○	洞爺湖町	能登町	能登町	2016/10/21	○	阿南市	阿南市	2018/2/23	○	鹿児島県	阿南市	2018/2/26	○
乙部町	2018/2/25	○	乙部町	宝達志水町	宝達志水町	2017/4/1	○	丸田町	丸田町	2016/12/26	○	鹿児島県	大任町	2017/7/1	○
仙台市	2017/9/29	○	仙台市	能登町	能登町	2017/3/1	○	筑前町	川崎町	2017/9/4	○	鹿児島県	春日市	2017/12/1	○
山形県	2016/4/1	○	山形市	福井県	坂井市	2017/4/1	○	大任町	大任町	2017/12/1	○	鹿児島県	糸屋町	2017/12/7	○
山形県	2017/3/31	○	行田市	山梨県	甲府市	2016/6/30	○	大牟田市	大牟田市	2017/4/1	○	鹿児島県	大牟田市	2017/10/11	○
日高市	2016/4/1	○	日高市	岐阜県	岐阜市	2017/2/27	○	川崎町	川崎町	2017/1/30	○	鹿児島県	中間市	2018/1/30	○
吉川市	2016/4/1	○	吉川市	岐阜県	岐阜市	2016/11/1	○	岡垣町	岡垣町	2017/9/28	○	鹿児島県	春日市	2017/9/28	○
小鹿野町	2016/4/1	○	小鹿野町	愛知県	大垣市	2017/12/1	○	大牟田市	大牟田市	2017/6/2	○	鹿児島県	大牟田市	2017/11/15	○
埼玉県	2016/9/1	○	志木市	愛知県	愛知県	2016/11/18	○	春日市	春日市	2017/4/1	○	鹿児島県	中間市	2017/12/1	○
埼玉県	2017/4/1	○	上尾市	滋賀県	野洲市	2016/10/19	○	大牟田市	大牟田市	2017/10/11	○	鹿児島県	大牟田市	2017/10/11	○
白岡市	2017/4/1	○	白岡市	京都府	八尾市	2016/10/1	○	春日市	春日市	2017/1/30	○	鹿児島県	中間市	2018/1/30	○
加須市	2017/4/28	○	桶川市	大阪府	和泉市	2017/7/10	○	大牟田市	大牟田市	2017/11/15	○	鹿児島県	大牟田市	2017/11/15	○
船橋市	2018/3/7	○	船橋市	八尾市	岸和田市	2016/4/1	○	春日市	春日市	2017/4/1	○	鹿児島県	大牟田市	2017/12/20	○
千葉県	2016/10/1	○	千代田区	千葉県	豊中市	2016/9/6	○	大牟田市	大牟田市	2017/4/1	○	鹿児島県	大牟田市	2017/4/1	○
千葉県	2016/4/1	○	多摩市	大阪府	交野市	2016/11/1	○	春日市	春日市	2017/11/15	○	鹿児島県	菊池市	2018/3/8	○
東京都	2016/4/1	○	新宿区	島根県	松江市	2016/10/17	○	宮崎県	宮崎市	2017/7/1	○	鹿児島県	鹿屋市	2017/7/1	○
	2016/7/22	○			飯南町	2017/4/1	○								
	2017/4/1	○													

消費者庁 ウェブサイト 消費者安全確保地域協議会 設置状況一覧（全国）
http://www.caa.go.jp/policies/policy/local_cooperation/system_improvement/consumer_safety_act_amendment/list/にデータを掲載

⑥ 消費生活センターの設置促進

消費者

- ◆ どこに住んでも質の高い相談・救済が受けられるよう、各地に消費生活センターを配置

① 人口5万人以上
(目標)県内全市町で設置

② 人口5万人未満
(目標)県内50%以上の市町村で設置

平均設置率：92.5%
(509市区町/550市区町)
達成：30府県
未達成：17都府県

-17-



出典：「地方消費者行政現況調査」（平成29年4月1日現在）

組取の島徳(斐士)創造未来行政新消費者

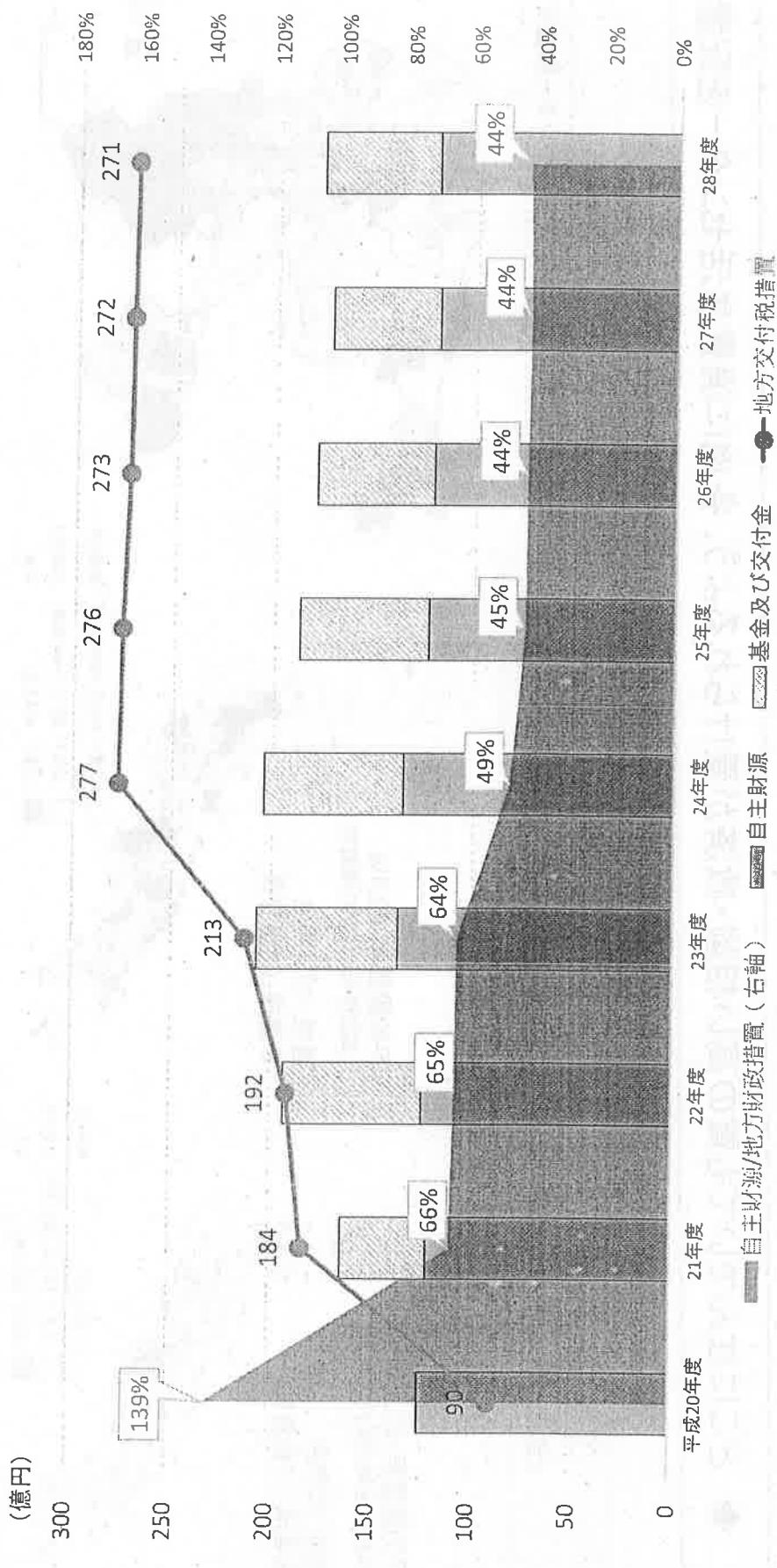
徳島県においては、平成29年度中に全市町に消費生活センターを設置。

⑦

地方消費者行政の財政的課題

消費者庁

- 地方交付税措置が増額された一方、地方の自主財源は概ね横ばい。
- 地方交付税措置に対して、自主財源は50%を下回っている。



(注) 地方交付税措置は、国から地方に交付される普通交付税(単位費用)における消費者行政経費

「鳥取県ドクターへリ」の運航開始式の開催結果について

平成 30 年 4 月 26 日
広域医療局

鳥取県全域及び兵庫県北西部等を運航範囲とする「鳥取県ドクターへリ」について、3月26日に下記のとおり運航開始式を開催し、同日より運航を開始しましたので、ご報告します。

記

1 日 時 平成 30 年 3 月 26 日 (月) 10 時～10 時 50 分
2 場 所 鳥取大学医学部体育館 (鳥取県米子市西町 36-1)

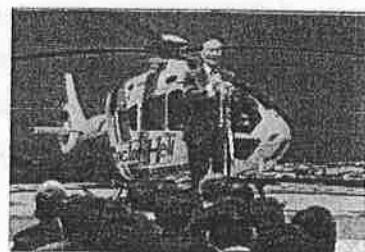
3 出席者 58 名

4 次 第

(1) 開式

(2) 主催者挨拶

関西広域連合広域医療担当委員 飯泉嘉門
鳥取県知事 平井伸治



(3) 来賓挨拶

鳥取県議会議長 稲田寿久
米子市長 伊木隆司
境港市長 中村勝治
認定 NPO 法人救急ヘリ病院ネットワーク
理事長 篠田伸夫



(4) 謝辞

鳥取大学医学部附属病院長 原田省

(5) スタッフ紹介

決意表明 鳥取大病院救命救急センター長
本間正人



(6) 協定締結

「鳥取県ドクターへリ運航業務に係る
基本協定締結」
「鳥取県ドクターへリ運航業務に係る
関西広域連合と兵庫県及び鳥取県に
による協定実施細目」

(7) テープカット

(8) 閉会

※式典終了後、鳥取大学医学部附属病院ヘリポート
において、関係者による鳥取県ドクターへリの
視察を実施。



※鳥取県ドクターへリについて

基地病院：鳥取大学医学部附属病院 (鳥取県米子市)

運航範囲：原則として、鳥取県全域及び兵庫県北西部並びに島根県、岡山県
及び広島県の一部（概ね基地病院より半径 70km 圏内）

運航時間：原則午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

出動件数（4月23日現在）：18回（鳥取県 15回、島根県 3回）

平成 31 年度国の予算編成等に対する提案について

平成 30 年 5 月 24 日
本 部 事 務 局

関西広域連合の提案が、国の各省庁の平成 31 年度国の概算要求に組み込まれるよう、国の各省庁に対し、提案書を提出する。

なお、本取組の効果をより高めるため、下記の項目については、重点提案項目とし、担当委員、副委員等により提案活動を行う。

○関西広域連合の設立趣旨に関わる項目

○6 月に提案活動を行うことが効果的若しくは提案活動を行わなければ時機を逸すると考えられる項目

1. 提案項目（大項目）

I 東京一極集中のは是正及び分権型社会の確立

- 1 國土の双眼構造の構築
- 2 地方創生の推進
- 3 地方分権改革の推進
- 4 地方税財政制度の充実・強化

II 広域的な課題解決

- 1 防災・医療の充実による「安全・安心圏域」の創造
- 2 「アジアの文化観光首都・関西」の確立
- 3 日本の元気を先導する関西経済の確立
- 4 攻めの農林水産業の確立
- 5 地球環境問題に対応し持続可能な社会を実現する関西とエネルギー政策の推進

III その他関西の重要な課題

- 1 ワールドマスターズゲームズ 2021 関西への支援
- 2 2025 年国際博覧会の大坂・関西への誘致

2. 今後の予定

本日の協議結果を踏まえ、必要な修正を行った上で、6 月を目途に委員等による提案活動を行う。

3. 重点提案項目の概要

() は全体提案のページ

◆ I 東京一極集中の是正及び分権型社会の確立

1 国土の双眼構造の構築

(1) 首都機能バックアップ構造の構築

① 首都機能バックアップ構造の構築 (P 2)

- ・ 首都中枢機能の関西への配置、首都直下型地震発生時における日本の司令塔となる関西を構築するため防災庁の創設等を提案

② 国全体の業務継続計画(BCP)策定とその推進 (P 2)

- ・ 首都圏にいかなる災害が発生しても政府機能が麻痺することがないよう、「関西」の位置づけを明確にした国全体の事業継続計画を策定すること等を提案

③ バックアップ構造の構築の法律等への明記 (P 2)

- ・ 関西が首都中枢機能バックアップエリアとしての役割を担うことを、国土・防災・有事に関する法律や計画等に位置づけること等を提案

(2) 政府関係機関の関西への移転

① 政府関係機関移転基本方針等に基づく各種施策の早期実現及び施策の深化 (P 5)

- ・ 平成30年4月の総務省統計局の拠点整備に続き、文化庁の全面的な移転及び3年間の試行期間と位置づけられている消費者庁等の全面移転の速やかな実現等を提案

② 社会実験の早期実施 (P 6)

- ・ 政府主体による各省庁の地方移転に関する社会実験を、バックアップ機能を担ううえで最適な都市圏である関西において速やかに実施することを提案

(3) 国土の双眼構造を実現する社会基盤整備

① 道路整備の推進 (P 8)

- ・ 道路整備推進のため、高規格幹線道路等のミッシングリンクの解消、スマートインターチェンジの整備促進、利用しやすい高速道路料金の実現等について必要となる予算の総額確保、事業推進を提案

② 北陸新幹線の早期開業 (P 9)

- ・ 北陸新幹線の一日も早い大阪までのフル規格での整備促進、それまでの間のフリーゲージトレインの実用化、敦賀・大阪間の整備に伴う並行在来線は存在しないという考え方を国において確認すること等を提案

③ リニア中央新幹線の早期開業 (P 9)

- ・ 我が国の経済の活性化や国際競争力の向上、国土強靭化の観点からも極めて重要な社会基盤であるリニア中央新幹線の大坂までの早期開業を提案

④ 高速鉄道網の整備に向けた調査の確実な実施 (P 10)

- ・ 災害時におけるリダンダンシーの確保等の観点から四国新幹線、山陰新幹線、北陸・中京新幹線について整備計画としての早期決定等を提案

2 地方創生の推進

(1) 人・企業・大学等の地方分散の推進 (P 15)

- ・ 地方の法人税率の負担を低くする等税制上の優遇措置の拡充等による企業等の立地是正に向けた取組の実施、東京圏に集中する高度人材の地方への環流促進に対する支援制度の充実等を提案

(2) 地方創生を支援する仕組みづくり

① 地域創生を総合的に支援する制度の創設 (P 18)

- ・ 自由度の高い特別な地方債「地域創生事業債(仮称)」の発行とその元利償還金に対する交付税措置制度や地域別の法人税率の設定等、新たな制度の創設を提案

② 地方創生推進交付金及び地方創生拠点整備交付金の制度改善 (P 19)

- ・ 地方創生推進交付金について、地方団体ごとの申請事業数や対象経費の制約等をなくすとともに、地方創生拠点整備交付金について、既存施設の修繕等を交付対象とする自由度の高い交付金とすること等を提案

3 地方分権改革の推進

(1) 国と地方の関係の再構築 (P 22)

- ・ 国と地方の役割分担について、憲法改正も視野に、地方と十分に協議を行いながら明確にし、国と地方の関係を再構築することを提案

(2) 国出先機関の地方移管の強力な推進 (P 22)

- ・ 国出先機関の地方移管を強力に推進するとともに、中央省庁の事務・権限についても地方に委ねるべきものは積極的に移譲することを提案

(3) 国からの事務・権限移譲の推進

① 地方分権改革に関する「提案募集」への対応 (P 23)

- ・ 平成30年度地方分権改革に関する「提案募集」に対する提案内容を踏まえ、都市計画や国土形成計画等の大括りでの事務・権限移譲を提案

② 提案募集方式の見直し (P 23)

- ・ 「大括り」の権限移譲及び国側の支障事例の立証、地方分権改革有識者会議の機能強化等を提案

③ 地方分権改革の新たな推進手法の提案 (P 25)

- ・ 国と地方の協議の場における分科会の設置、権限移譲に係る「実証実験制度」の創設、国と地方が共生して課題解決を「実証する仕組み」の導入を提案

(4) 広域連合制度の充実 (P 26)

- ・ 規約変更手続きの見直し、国に移譲を要請できる事務の範囲の拡大、広域連合への負担金に関する地方財政措置、地域ブロックを対象とする国の政策に関する広域連合意見の反映を提案

4 地方税財政制度の充実・強化

(1) 地方一般財源総額の確保 (P 27)

- ・ 喫緊の課題に地方が機動的に対応できるよう地方財政計画に地方の需要を的確に反映させ、平成30年度の地方財政計画の水準はもとより、必要な地方一般財源総額を確保すること等を提案

(2) 地方交付税の機能の充実 (P 27)

- ・ 社会保障と税の一体改革や「新しい経済政策パッケージ」の実施等に伴う新たな地方負担を含めて地方の財政需要や地方税等の収入を的確に見込むことで、標準的な行政サービスの提供に必要な総額を確保することを提案

(3) 地方税源の拡充及び抜本的な偏在是正措置の実施 (P 28)

- ・ 地方税源の拡充を行うとともに、偏在是正が小さく安定した地方税体系の構築のため、税制の抜本的改革を進めること等を提案

◆ II 広域的な課題解決

1 防災・医療の充実による「安全・安心圏域」の創造

(1) 原子力発電所の安全確保

① 原子力施設周辺地域の防災対策の充実 (P 35)

- ・ 国の責任における緊急時モニタリング体制の構築、避難ルート等の検討・準備、備蓄資機材等の確保、屋内退避の効果に対する住民説明、避難経路・避難手段等の広域避難に対する支援等について提案

② 原子力発電所の安全確保 (P 37)

- ・ 新規制基準を厳格に適用した上で安全性を客観的に確認し、審査結果について関係自治体・住民に十分な説明を行うとともに、安全協定の締結等の安全確保に関する仕組みの構築について提案

(2) 医療提供体制の確保・充実

① 地域医療体制の確保 (P 40)

- ・ 医療提供体制推進事業費補助について、全国需要に応じた財源を確保し、補助制度の抜本的な見直しを行う場合は、地方の声を十分斟酌することを提案。

② ドクターへリ関係予算の確保 (P 40)

- ・ ドクターへリの運航等に対する安定的な財政支援の仕組みを設け、恒久的かつきめ細やかな財政支援制度を整備することを提案

(3) 危険ドラッグ対策の充実強化

① 水際対策の強化 (P 43)

- ・ ラグビーワールドカップ2019、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会、ワールドマスターズゲームズ2021関西に向けて、人的、物的交流がより一層活発になることから、更なる水際対策の強化を図ることを提案

2 「アジアの文化観光首都・関西」の確立

(1) 外国からの誘客促進

① 訪日旅行促進事業の充実 (P 4 4)

- ・ 広域連携DMO「関西観光本部」の取組への財政支援、広域観光周遊ルート形成促進事業の国負担事業の充実及び確実な財源確保、アジアをはじめ海外でのプロモーションの積極的な展開等を提案

新 ② 国際観光旅客税の地方への配分及びDMOの財源への充当 (P 4 5)

- ・ 国際観光旅客税を各地域の特色ある観光旅客の受入体制の整備等に活用できるよう地方団体への交付金として配分するとともに、地域の観光振興の主たる担い手であるDMOの財源とすることを提案

(2) 東京オリンピック・パラリンピック競技大会等に向けた文化振興施策の充実

① 関西文化の取組を踏まえた東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた文化プログラムの推進 (P 4 5)

- ・ 地域文化の振興や若い担い手の育成、次世代への文化の継承等、地方の取組に対する支援、文化情報を発信する全国ウェブサイトと国の文化プログラムポータルサイトとの連携強化による国内外への発信等を提案

② 文化庁の機能強化を踏まえた文化行政の積極的な展開と文化庁移転に向けた取組の加速 (P 4 6)

- ・ 地域文化創生本部を拠点とし、文化庁の機能強化を図りつつ、本格移転を目指して着実に取り組むとともに、文化行政の裾野を広げる取組の効果が日本全体に及ぶよう強力に展開することを提案

3 日本の元気を先導する関西経済の確立

(1) 関西の強みであるライフサイエンス産業の振興 (P 4 7)

- ・ 大阪・関西発の革新的な医薬品・医療機器等の産業化・実用化を促進するため、PMDA関西支部の持続的な運営についての支援及び同支部における再生医療分野の審査実施について、必要な措置等を提案

4 攻めの農林水産業の確立

(1) 国際競争力のある農林水産業の実現 (P 5 0)

- ・ 「ジャパンブランド」の確立を図るため、品質管理等の取組、JFOODO等を活用した戦略的なプロモーション、マーケティングを拡充すること等を提案

5 地球環境問題に対応し持続可能な社会を実現する関西とエネルギー政策の推進

(1) エネルギー政策の推進

① 広く国民の理解が得られる中長期的なエネルギー政策の推進 (P 5 2)

- ・ エネルギー源の多様化とエネルギー自給率を高めるための取組を着実に推進すること、主要都市を連絡する全国天然ガスパイプライン幹線計画の策定等について提案

◆III その他関西の重要課題

1 ワールドマスターズゲームズ2021関西への支援

(1) 国家的プロジェクトとしての支援の強化（P 59）

- ・ 国家的なプロジェクトとしてより円滑な支援を得られるよう、スポーツ国際戦略会議等を通じて、各省庁の横断した国の支援体制を強化することを提案

(2) 国等による財政支援等（P 60）

- ・ 全国宝くじの活用や寄付金付き記念切手発行の財政的支援等を提案

2 2025年国際博覧会の大坂・関西への誘致（P 62）

- ・ 国際博覧会の日本開催（会場：大阪市夢洲地区）を勝ち取るため、2025日本万国博覧会誘致委員会と連携・協力しての誘致活動の強力な推進、開催国に決定した際の必要な措置等について提案

